

< 大会規則書 >

平成25年度版

作成 平成25年2月1日

改定 平成25年2月28日



“NANKAI” AUTO POLIS mini-MAX 4時間耐久ロードレース

- 目次 -

公示	5
第1章 総則	5
第1条 競技会の名称	5
第2条 主催者	5
第3条 開催場所	5
第4条 開催日	5
第2章 参加申込	5
第5条 参加定員	5
第6条 エントリー条件	5
第7条 参加者の技量によるライセンス制度の導入	6
第8条 参加申込方法	7
第9条 参加料	7
第10条 オートポリス見舞金制度	7
第11条 参加受理と参加拒否	7
第12条 燃料規定	7
第3章 選手受付公式車検	7
第13条 選手受付	7
第14条 自動計測機(トランスポンダー)	8
第15条 公式車検・ライダーの装備	8
第16条 レーシングスーツについて	8
第4章 ライダーピット要員車輛の登録と変更	9
第17条 ライダーの変更	9
第18条 ピット要員	11
第19条 公式車検・ライダーの装備	11
第20条 参加ライダー・車輛の全ての変更	12

第5章 参加者の遵守事項	12
第 21 条 クレデンシヤルとパドックの使用	12
第 22 条 ピットの使用	12
第 23 条 参加者の遵守事項	12
第 24 条 負傷時の医務室受診義務	13
第6章 予選	13
第 25 条 計時予選	13
第7章 スタート	14
第 26 条 スタート方法	14
第8章 走行中の遵守事項	14
第 27 条 ピットインおよびピットアウト	14
第 28 条 停止	16
第 29 条 走行中の遵守事項	16
第 30 条 コース外走行	16
第 31 条 妨害行為	16
第 32 条 ピットストップ	17
第 33 条 ライダー交替	17
第 34 条 ウエット及びドライレース	17
第9章 レース中の車輛修理とピット作業	17
第 35 条 レース中の車輛修理	17
第 36 条 レース中のピット作業	18
第 37 条 消火器	19
第 38 条 ピットサイン	19
第10章 競技の中断	19
第 39 条 競技の中断	19
第 40 条 レース再開	20

第11章 レース終了と順位の決定	20
第 41 条 レース終了	20
第 42 条 順位決定	20
第 43 条 レース終了後のパドックインと暫定表彰	20
第 44 条 決勝後の再車輛検査	21
第 45 条 レース結果および記録の公表	21
第 46 条 抗議	21
第 47 条 競技規則の違反行為に対する罰則(ペナルティ)	21
第12章 レースの延期、中止ならびに成立	21
第 48 条 レースの延期、中止ならびに成立	21
第13章 賞典	22
第 49 条 賞典	22
第14章 主催者の権限	22
第 50 条 主催者の権限	22
第15章 損害の補償大会役員の実責任	23
第 51 条 損害の補償	23
第 52 条 大会役員の実責任	23
第16章 本特別規則の適用と補足	23
第 53 条 本特別規則の解釈	23
第 54 条 公式通知の発行	23
第 55 条 大会事務局の連絡先	23
第 56 条 本特別規則の施行	23

公示

株式会社オートポリスは、大分県日田市オートポリスサーキットにおいて2013年7月14日、
“NANKAI” AUTOPOLIS mini-MAX 4時間耐久ロードレースを開催する。
本大会はオートポリス競技規則ならびに mini-MAX 特別規則書に従って開催される。

第1章 総則

第1条 競技会の名称

“NANKAI” AUTOPOLIS mini-MAX 4時間耐久ロードレース (ミニバイク耐久レース)
〈大会冠協賛:南海部品株式会社〉

第2条 主催者

株式会社 オートポリス、(有)アールエーサーティース

第3条 開催場所

- (1) 開催場所:オートポリス(大分県日田市上津江町 1112-8)
- (2) コース:オートポリスインターナショナルレーシングコース(4.674km)〈右回り〉

第4条 開催日

2013年7月13日(土)	特別走行会、予選、車検、選手受付
14日(日)	mini-MAX 4時間耐久レース決勝(ST-1、ST-2、SS、FL100、FL125 混走)

第2章 参加申込

第5条 参加定員

- (1) mini-MAX ST-1、ST-2 の決勝進出台数は 60 台とする。
その 60 台は ST クラスのみの単独カテゴリーとする。
- (2) mini-MAX OPEN の決勝進出台数は 80 台とする。
その 80 台の内訳は以下のカテゴリーとする。
 - ① SS(スーパーストック)クラス 20 台
 - ② FL100 クラス 20 台
 - ③ FL125 クラス 40 台
- (3) 決勝進出台数が 140 台に満たない場合にはそれぞれのクラスの規定台数を変更する場合がある。
- (4) 参加台数が全クラス合計140台を超えた場合は、超えたクラスのみ予選落ちがある。
予選落ちレースは行わない。

第6条 エントリー条件

- (1) ライダーは下記の参加条件を満すこと。
 - ① 参加申込時に参加車両 1 台につき、ST-2・SS・FL100・FL125 クラスは 2~4 名のライダーを登録すること。
ST-1 クラスは 2 名以上、上限なしとする。
 - ② 本戦レース前のライダーズブリーフィングに必ず出席する事。チーム員が一人でも欠席の場合は、参加資格を失うものとする。尚、ライダーズブリーフィング開始時間に遅れたライダー/チームには決勝レース周回数より 5 周減算のペナルティーが与えられる。ライダーズミーティングに出席しなかったライダー/チームはレースへの参加はできない。

(2) 同一ライダーを複数のチームに登録することはできない。

(3) ST-1 クラスはあくまでも初心者が楽しめるレースを主旨としているので、国際ライセンスを所持、あるいは現在は降格していても過去に国際ライセンスを所持した経験のあるライダーが参加しているチームは賞典外とする。

第7条 参加者の技量によるライセンス制度の導入

2010年よりレースの過激化を抑制し、アマチュアが国際的ロードレーシングコースをミニバイクにより、気軽に参加でき、楽しく走れるという本レースの主旨を尊重するために、2013年度もオートポリス mini-MAX 独自の以下の3階級の競技ライセンスを発行する。

(1) 出場ライセンス区分とそれぞれのライセンスの有効出場カテゴリ

- ① mini-MAX・Bライセンス→mini-MAX・ST-1・ST-2 クラスのみ出場可能
- ② mini-MAX・Aライセンス→mini-MAX・ST-1 クラスまたは SS クラスに出場可能
- ③ mini-MAX・Sライセンス→mini-MAX・FL100 クラスまたは FL125 クラスに出場可能

但、ST-1 クラス第3・4ライダーでの出場は可能。

(以下 mini-MAX を省略し、m-M・ライセンスと表記)

※一切のライセンスを所持しておらず、mini-MAX4耐に初めて出場する選手は m-M・Bライセンスからのスタートとなり、ST-1・ST-2 クラスへの出場しかできない。また、各クラス決勝7位以下の選手は翌年も該当のライセンスとなり、該当するクラスにしか出場できない。ただし昇格申請を提出し、審査の結果に基づき、上級ライセンスへの昇格の可否が決定される。初心者ならびに下級選手保護のため、降格については一切認めない。

(2) それぞれのライセンスの昇格条件は以下のとおりとする。

- ① mini-MAX・ST-1・ST-2 クラスで決勝6位以上に入賞の m-M・Bライセンスの選手は翌年より m-M・Aライセンスに自動昇格となり、ST-1・ST-2 クラス、または SS クラス出場が選択できる。
- ② mini-MAX・SS クラスで決勝6位以上に入賞の m-M・Aライセンスの選手は翌年より m-M・Sライセンスに自動昇格となり、FL100 クラスまたは FL125 クラス出場が選択できる。

(3) 既に MFJ ライセンスを所有するライダーには以下のそれぞれのライセンスを発給する。

- ① MFJ 発行の MFJ フレッシュマンもしくはジュニアライセンス、または国内B級ライセンスを所持していて mini-MAX4耐に初めて出場する選手は m-M・Bライセンスとする。
- ② MFJ 発行のモトクロス国内A級及びB級ライセンス、ロードレース国内ライセンスを所持していて mini-MAX4耐に初めて出場する選手は m-M・Aライセンスとし、SSクラスへの出場は認める。

2013年度 m-M・Sライセンス該当者

亀井彰之、松浦光利、岩本巧生、田代克尚、金海幸雄、中村貴紀、田代孝尚、川田修三、本郷勝己、安村武志、西澤耕治、森川匡之、辰己保夫、宮浦恒、斎藤友信、眞子猛、吉田貴博、横田正浩、隅倉一志、吉田幸司、田中歩、安田奈保子、鴻池冬伊、浜辺広信、川北貴昭、岩本有司、戸田隆、長島智司、中田稔、赤池翔太、渡辺大輔、松浦慶太郎、石川嵩、徳永圭一、今野泰佑、片山千彩都、真崎雛乃、谷本音虹郎、後藤康大、土師雅嵩、後藤正貴、挟間和幸、岩本雄次、飯田剛志、寺松耕平、小林誠、川西孝治、橋口翔真、本川楓、佐藤輝年、野口浩平、高本彰、中野修治、宮崎晴史

2013年度m-M・Aライセンス該当者

中村丈士、成松博美、大山洋二、横山久志、岡本卓矢、中野大輔、石丸英一、本田和将、中川嘉人、河口猛、橋森英二、成森真、田尻悠人、田尻克行、田尻基博、井辺勝玄、佐藤あきひと、岩城滉一、鈴木旬記、丸岡崇、山口奈穂、森崎勝気、小牧寛由、竹内洋晶、榊原浩二、岩戸亮介、清水悠丞、小島一浩、川村広樹、藤野智教、福田昌行、渡邊一央、井上拓海、吉岡浩、山口同、本多幸一、山川栄二、内田剛、古賀善光、富永新一、高風聞敬、有村嘉泰、末吉秀一、尾崎朱美、山口裕史、西川勇一、大林義紀、埜田健太郎、山下浩司、白根祐司、中野大輔、池ノ上学、窪哲也、丸谷裕二、池田雄二、澤本文彦、武田誠一郎、廣岡雅也、大城圭造、阿部宏樹、

吉岡浩、本多幸一、河野裕二、河野賢治、黒木玲徳、小澤直弘、岡本兼悟、木下聡、小林誠、上野昭弘、空場眞、田中耕児、磯村繁、原田悠平、沖名祐一郎、山内達裕、森川和彦、山田秀一、森康久、上西英仁、篠崎颯輔、桜井雄太、木下憲亨、近藤彰宏、門馬巧実、小野拓也、山田秀人、東徹也、中村順一、吉久敬、梅永仁実、小溝達也、田村隆史、丹下好一

第8条 参加申込方法

(1) 参加申込受付期間

2013年4月1日(月) 開始 ～ 6月28日(金)迄 消印有効

(2) 参加申し込みは mini-MAX ホームページからエントリー用紙をダウンロードし、郵送にて申し込むこと。

(3) 正式な手続きが行なわれていない参加申し込み、または記入漏れ、参加資格が満たされていない等の不備があった場合には参加は受理されない。

第9条 参加料

(1) 1チーム 30,000 円。ST-1 クラスにおいて1チームあたり3名を越えるライダーを登録する場合にはライダー1名につき 8,000 円の参加料が追加となる。

(2) オートポリスサーキットライセンスを所持するライダーは1名につき 1,000 円を減額する。

第10条 オートポリス見舞金制度

(1) 本レースにはオートポリス見舞金制度が適用される。

(2) 選手受付時にオートポリス見舞金制度加入料としてライダー1名につき 500 円の支払いを義務付ける。

第11条 参加受理と参加拒否

(1) 主催者は、スポーツマンとしての態度を保つことができず、品格を疑われるような言動を行う者に対して、チームの参加又はライダーの参加を拒否することができる。

(2) オートポリスサーキットでの選手受付以前に何等かの理由で参加を拒否された申込者には事務処理経費として 5,000 円を差し引いて参加料を返還する。

(3) 参加申込締切日から1週間後の7月5日(金)までに参加を取り止めた場合には事務処理経費として 5,000 円を差し引いて参加料を返還するが、7月6日(土)を過ぎてから参加を取り止めた場合にはいかなる理由であろうと参加料は返還されない。

(4) オートポリスサーキットでの選手受付後であっても何等かの理由で参加を拒否された参加者、または参加を取り止めた参加者にはいかなる理由であろうと参加料ならびに、オートポリス見舞金制度加入料は返還されない。

第12条 燃料規定

(1) オートポリスサーキット内のガソリンスタンドで入手できる燃料を使用すること。

(2) 保管に関しては消防法に合致した金属製携行缶を用いること。但し、保管の上限は40ℓとする。

第3章 選手受付・公式車検

第13条 選手受付

(1) 参加申し込みが正式に受理された参加者には所定の枚数のライダー、ピット要員のクレデンシャルが正式参加受理書と共に交付される。

(2) 選手受付時には以下の書類を提示あるいは提出すること。

① 正式参加受理書

② 車輛仕様書

③ 第一種原動機付き自転車以上の運転免許証(16才未満は不要)

④ オートポリスサーキットライセンス(所持者のみ)

※ 交通違反、および何等かの理由で行政処分となり、運転免許停止処分等で運転免許証を提示できない欠格期間中であつた場合には出場することはできない。このことが選手受付時に発覚した場合であっても参加者には参加料は返還されない。

- (3) (2)項①～④の書類は複写/コピーではなく、必ず現物を提示しなければならない。また、ライセンス申請書、ライセンス申請料領収証等をライセンス提示に代えることは認めない。
- (4) 理由の如何を問わず、選手受付に必要な書類のすべてを提示あるいは提出できない場合にはレースへの参加を拒否する。

第14条 自動計測機(トランスポンダー)

- (1) 選手受付にて配布する自動計測器は車検時までには車輜に取り付けること。
取り付けを拒否した場合、当該車輜およびライダーは出走を禁止する。万一破損・紛失した場合、その理由の如何を問わず1個につき50,000円が主催者より請求される。
- (2) 返却についてはレース終了後1時間以内に行うこと。
- (3) 発信器はフロントフォークのトップブリッジとアンダーブラケットの間に取り付けること

第15条 公式車検・ライダーの装備

- (1) 公式車検は公式通知に示されたタイムテーブルに従ってパドック内の車検場で行なわれる。
- (2) 公式車検受付においてライダーは装備品一式および車輜仕様書を提出すること。
- (3) タイムテーブルに示された時間内にライダー本人と共に必ず車輜、および以下に記したライダーのすべての装備品を持参し、公式車検を受けなければならない。
ヘルメット、ヘルメットリムーバー、レーシングスーツ、グローブ、ブーツ
- (4) レーシングスーツはMFJ公認のロードレース用もしくはモタード用とし、ヘルメットもフルフェイスタイプのMFJ公認ロードレース用でなければならない。また、例え公認品であってもMFJ公認ラベル/ステッカーが貼付されていない場合には使用は認めない。
- (5) 公式車検を受ける際はアンダーカウルを外した形で車検場に持ち込まなければならない。
その際、外したアンダーカウルも持参すること。
- (6) 公式車検において規則または安全上出場が不相当と判断された車輜は一切の走行を拒否される。
- (7) 車検委員長は必要と判断した場合、競技監督の承認を得て、公式車検検査の時間外であっても随時、参加者に車輜検査を行う権限をもつ。この検査に応じない参加者に対しては罰則が適用される。(マーキングチェック・音量測定等含む)
- (8) 車輜検査において競技車輜の音量測定および燃料タンクの容量チェックを行う場合がある。測定の日時・場所は公式通知に示されるが、競技監督は必要に応じて随時、音量の測定をすることができる。
- (9) 使用する車輜は1エントリーにつき1台とする。但し、第18条に記載した条件に限り、スペアエンジン、スペアカーの使用を認める。
- (10) 消防法に合致した金属携行缶を持参する事。
- (11) タイヤマーキングの為に、決勝用タイヤ、レインタイヤを持参する事。

第16条 レーシングスーツについて

- (1) 今回より参加選手のレーシングスーツについては安全性確保のため、MFJモタード公認以上の認定レーシングスーツ着用を義務付ける。
- (2) MFJモタード公認以上の認定レーシングスーツについては、MFJあるいは所有のレーシングスーツメーカーにおいて確認すること。
- (3) 例えMFJモタード公認以上として認定されているレーシングスーツであっても、MFJ公認ラベルの貼付がない場合は車検において不合格とする。

- (4) また、MFJ モトード公認以上として認定されているレーシングスーツであっても、損傷・劣化の著しいものは車検担当係員の判断によって不合格とする。
- (5) レーシングスーツには裏面の確認しやすい場所に必ずフルネームをカタカナで記入し、血液型も必ず記入すること。記入がない場合は車検において不合格とする

第4章 ライダー・ピット要員・車輛の登録と変更

第17条 ライダーの変更

登録した第1、第2、第3、第4ライダーの登録順については変更することはできない。

- (1) 参加申込締切日の6月28日(金)までであれば大会事務局にライダー変更申請書を提出するだけでST-1/SS/FL100/FL125各クラス規定の4名までの追加を可能とする。ST-1クラスも同様であるが、4名を越えるライダーを登録する場合にはライダー1名につき8,000円の参加料が追加となる。また、登録したライダーが何等かの理由で出場できなくなった場合には変更申請書を大会事務局に提出すれば無料で別の新たなライダーを代わりに登録することができる。

公式プログラムに記載するライダー名の記載変更が可能。

- (2) 参加申込締切日の6月28日(金)を過ぎ、6月29日(土)～7月5日(金)の変更申請受付期間内ではライダー変更申請書に変更事務手数料の5,000円を添えて大会事務局に提出すればSS/OPEN/FL各クラス規定の4名までの追加を可能とする。STクラスも同様であるが、4名を越えるライダーを登録する場合にはライダー1名につき8,000円の参加料が追加となる。また、登録したライダーが何等かの理由で出場できなくなった場合には変更申請書に変更事務手数料の5,000円を添えて大会事務局に提出すれば別の新たなライダーを代わりに登録することができる。

但し、その場合には公式プログラムに記載するライダー名の記載変更はできない。

参加を全面取り消しても参加料は返却されない。

- (3) 7月6日(土)以降のライダー変更は一切認めない。しかし、何等かの理由で4名登録が3名、3名登録が2名とチームを構成する登録ライダーの人員が減少することは認める。但し、登録ライダーの人員が2名以下になった場合には自動的にリタイアとする。参加を全面取り消しても参加料は返却されない。

4月1日(月)～6月28日(金) 参加申込受付期間	ライダーの構成人員の交代、増員は規定人数まで無料で変更が可能(STは4名を越えると1名ごとに¥8,000)
	ライダーの構成人員の減員は可能(参加料返却無し)
	参加取り消しは事務処理経費の¥5,000を差し引いて返却
	プログラムの記載変更は可能
6月29日(土)～7月5日(金) 変更申請受付期間	ライダーの構成人員の交代、増員は規定人数まで有料で変更が可能、変更事務手数料の¥5,000が必要(1～2名¥5,000、STは4名を越えると1名ごとに¥8,000)
	ライダーの構成人員の減員は可能(参加料返却無し)
	参加取り消しは参加料の返却なし
	プログラムの記載変更は不可
7月6日(土)以降 変更申請受付終了	ライダーの構成人員の交代、増員は不可
	ライダーの構成人員の減員は可能(参加料返却無し)
	参加取り消しは参加料の返却なし
	プログラムの記載変更は不可

- (4) 登録したライダーが欠場したのに新たなライダーを代わりに登録しない場合はすでに登録されているライダーの登録順のまま繰り上がる。

例1	変更前	変更後	例2	変更前	変更後
第1ライダー	A(欠場)	→ B(繰り上げ)	第1ライダー	A	→ A
第2ライダー	B	→ C(繰り上げ)	第2ライダー	B(欠場)	→ C(繰り上げ)
第3ライダー	C	→ D(繰り上げ)	第3ライダー	C	→ D(繰り上げ)
第4ライダー	D	→	第4ライダー	D	→

- (5) 登録したライダーが欠場のため、新たなライダーを代わりに登録する場合はすでに登録されているライダーの登録順のまま繰り上がり、新たなライダーは規定の第3または第4ライダーのポジションにしか登録できない。

例3	変更前	変更後	例4	変更前	変更後
第1ライダー	A(欠場)	→ B(繰り上げ)	第1ライダー	A	→ A
第2ライダー	B	→ C(繰り上げ)	第2ライダー	B(欠場)	→ C(繰り上げ)
第3ライダー	C	→ D(繰り上げ)	第3ライダー	C	→ D(新規登録)
第4ライダー	D	→ E(新規登録)	第4ライダー		→

- (6) 登録したライダーが欠場のため、新たなライダーを代わりに登録し、さらに新たなライダーを追加登録する場合にはすでに登録されているライダーの登録順のまま繰り上がり、新たなライダーは規定の第3あるいは第4ライダーのポジションにしか登録できない。

例5	変更前	変更後	例6	変更前	変更後
第1ライダー	A(欠場)	→ B(繰り上げ)	第1ライダー	A	→ A
第2ライダー	B	→ C(繰り上げ)	第2ライダー	B(欠場)	→ D(繰り上げ)
第3ライダー	C	→ D(新規登録)	第3ライダー	C(欠場)	→ E(新規登録)
第4ライダー		→ E(新規登録)	第4ライダー	D	→ F(新規登録)

- (7) 最小規定人員で登録したチームが規定内の人数で新たなライダーを追加登録する場合には第1、第2ライダーのポジションへは補充できない。但し、最小規定人員で登録したライダーが欠場のため、新たなライダーを代わりに登録する場合には第2ライダーへの登録を認める。但し第3、または第4ライダーが国際ライセンス保有者、あるいは経験者だった場合はこの限りではない。

例7	変更前	変更後	例8	変更前	変更後
第1ライダー	A	→ A	第1ライダー	A(欠場)	→ B(繰り上げ)
第2ライダー	B	→ B	第2ライダー	B	→ C(新規登録)
第3ライダー		→ C(新規登録)	第3ライダー		→ D(新規登録)
第4ライダー		→ D(新規登録)	第4ライダー		→ E(新規登録)

例9	変更前	変更後	
第1ライダー	A(欠場)	→ B(繰り上げ)	←国際ライセンス保有者、あるいは経験者は第1・2ライダーには登録できないので、新規登録選手が第2ライダーに繰り上がる。
第2ライダー	B	→ D(新規登録)	
第3ライダー	C(国際選手)	→ C(国際選手)	
第4ライダー		→ E(新規登録)	

- (8) 上記のライダー構成の変更にあたって、いかなる場合においてもひとつのチームに2名以上の国際ライセンスを所持、あるいは現在は降格していても過去に国際ライセンスを所持した経験のあるライダーを登録することはできない。また、該当するライダーは第1および第2ライダーへの登録はできない。さらに、上記の条件を満たしていても第6条(3)項のとおり ST-1 クラスでは該当するライダーが参加しているチームは賞典外とする。

- (9) ライダーの欠場によってライダー構成に変更があっても、1 チームに2名以上の国際ライセンスライダーを登録することはできない。また国際ライセンスライダーが第1ライダーを務めることはできない。
- (10) 全てのライダー変更は正式なライダー変更申請書にて申請すること。電話等の口頭での連絡、自作の申請書等正式な手続きを経していないライダー交替はそのすべてを無効とする。
- (11) 選手受付終了後、負傷による欠場も含め、チームのライダー構成が1名となった時点で自動的にリタイアとなる。但し、レース終了まで50分を切った時点以降はこの限りではない。

第18条 ピット要員

- (1) 1チームにあたり、最低1名から最大3名までのピット要員を登録しなければならない。
登録されたピット要員はパドック、ピット、ピットロード、プラットホーム、グリッドに入場でき、登録されたライダー、車輜に携わることが許可される。
- (2) 同一のチームで2台以上の車輜が参加している場合、複数の車輜に携わるピット要員は作業を行なう個々の車輜に対してのチームそれぞれの参加申込書にピット要員として複数登録しなければならない。なお、参加料には最高100万円までの補償が含まれているが、登録のない場合や登録されていない他のチームで負傷した場合には補償の適用から外れる。
- (3) (1)項で登録されたピット要員以外にも3名分のゲストパスを発行するが、このゲストパスではピットボックスよりコース側には立ち入ることができない。
- (4) ライダーとして既に登録している場合にはたとえ他のチームであってもピット要員として登録することはできない。
- (5) 登録したピット要員は選手受付時に変更、取り消しすることはできるが、申請人数より増員することはできない。この場合3名までの規定人数以下であっても追加で登録することはできない。

第19条 車輜変更・マーキング部品の変更

登録した車輜変更・マーキング部品の変更は、やむを得ない場合のみ認められる。

ただし、クラスの変更になるような車輜変更は認められない。

- (1) 公式車検終了までに登録済の車輜を変更する必要がある場合は、規定の書式に従って車輜の変更申請を行い、大会事務局がこれを認めた場合に限り、車輜の変更が認められる。(ただし車検を受けること。)
- (2) 車輜変更の際は、車輜変更申請書に車輜変更申請料5,000円添付すること。ただし、以下の決勝レース中にやむを得ず、車輜変更・マーキング部品(エンジン)の変更をする場合は、章典外となるため、車輜変更申請料の5,000円は不要とする。
- (3) 決勝レース中の車輜及びエンジンの変更は、転倒や重大なマシントラブルにより継続しての走行が不能になった場合のみ認められる。ただし、代替えする予備の車輜及び換装する予備のエンジンについてはそれぞれのクラスの車輜改造規定を満たしていなければならない。
- (4) 予備の車輜及び予備のエンジンを使用する場合にはオフィシャルに申告し、大会事務局がこれを認めたうえで即刻車検を受け、合格の後、レースへの復帰を認める。
- (5) 予備の車輜及び予備のエンジンを使用した場合には章典外となり、正式順位では単なる完走扱いとなる。また、レース中にはトランスポンダーの装着義務、及びその他の規則は遵守しなければならない。なお、トランスポンダーを装着している以上、レース中には順位が表示されるが、正式結果では順位の表記はなくなり、単なる完走扱いとなる。
- (6) それぞれのクラスで出場受理されていても車検時に規定の改造範囲を超える改造、あるいは不適合が確認された場合には他の適合クラスへのカテゴリー変更が強制的になされる場合がある。その場合には車輜変更申請料の5,000円は不要であるが、レース終了後、決勝結果より2周減算のペナルティーが与えられる。ただし、車検時間内に改善し、再車検に合格すれば、この限りではない。

第20条 参加ライダー・車輛の全ての変更

ライダー全員と車輛の双方を変更することは禁止する。

第5章 参加者の遵守事項

第21条 クレデンシャルとパドックの使用

- (1) 参加者のサービスカーは大会事務局が交付する車輛通行証を貼付していなければパドックへの通行ができない。
- (2) サービスカーは各クラスに指定されたピットパドック搬入・搬出時間のみパドック内の通行が許可される。
- (3) パドックおよびサーキット内における通行、駐車、行動の指示は公式通知と案内標識により示される。参加者はこの指示に従わなければならない。
- (4) 大会期間中 A パドックは完全指定駐車エリアとし、1 エントリーあたり 1 台分の駐車枠が割り当てられる。(エントリー台数が A パドック駐車枠数を超える場合、B パドックエリアとし駐車枠が割り当てられる。)
- (5) レース事務局の許可なく、ピットの占有・パドックの場所取り(ガムテープ、タイヤ、ロープ等)を禁止する。場所取りの撤去に応じない場合、ペナルティを科す場合がある。
- (6) 車輛の駐車にあたっては、緊急車輛の通行の妨げにならないよう、最大限注意すること。また、指定されたエリア以外に駐車してはならない。上記に反した場合、車輛の撤去を行う場合がある。
- (7) 交付された参加者のクレデンシャルは、競技会期間中、確認しやすい位置に着用すること。
- (8) 交付されるクレデンシャルや車輛通行証は他に貸与、転用してはならない。
- (9) クレデンシャル、車輛通行証を紛失または破損した際は事務局に再交付の手続きをとり、再交付を受けること。ただし、再交付手数料として 2,000 円を必要とする。
- (10) クレデンシャルの偽造を発見した場合は、失格を含む罰則が科せられる。

第22条 ピットの使用

- (1) 使用ピットは、大会事務局によって割当てられる。
- (2) 割り当てられたピットを参加者相互で交換、変更するときは、互いに了承しあった上で大会事務局に申し出て、事務局長の許可を得ること。
- (3) 公式予選・決勝レースを問わずレーシングコース側のピットのシャッターは開けておくこと。
- (4) ピット内でタバコ等火気を取り扱わないこと。また使用後は清掃を行うこと。
- (5) ピットシャッターの鍵の貸し出しは行わない。

第23条 参加者の遵守事項

- (1) すべての参加者は、明朗かつ公正に行動し言動を慎み、スポーツマンシップに則ったマナーを保つこと。
- (2) すべての参加者は、競技会期間中は競技役員の指示に従うこと。
- (3) ピットレーン及びトラックに立ち入る場合、ブーツ、スリッパ、サンダル等安全性が低い履き物は禁止する。また、競技役員が上記履き物以外に危険と判断した場合は指導する。
- (4) 参加者は、競技中または競技に関係する業務についているときは、薬品などによって精神状態をつくろったり、飲酒してはならず、許された場所以外で喫煙してはならない。
- (5) 参加者は、主催者や競技役員・大会後援者、大会審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
- (6) 競技参加者は自身の行動はもちろん、自チームのライダー、ピット要員、ゲストなど全員の行動について責任をもつこと。

第24条 負傷時の医務室受診義務

- (1) 負傷した際は、必ずサーキット内医務室にて診断を受けること。

受診していない場合は、オートポリス見舞金制度の適用から除外される場合がある。

(2) 以下の病院をオートポリスインターナショナルレーシングコース指定病院とする。

病院名:川口病院

住所:菊池市隈府 823-1

電話番号:0968-25-3141

病院名:熊本セントラル病院

住所:菊池郡大津町室 955

電話番号:096-293-0555

病院名:熊本赤十字病院

住所:熊本県熊本市長嶺南 2 丁目 1 番 1 号

電話番号:096-384-2111

第6章 予選

第 25 条 計時予選

(1) 計時予選

- ① 計時予選の日程およびタイムテーブルは公式通知にて通達されるが、エントリーリストに記載されているライダーの中で、最低1名は、計時予選にてタイム計測をしなければならない。
- ② 計時予選においては、オフィシャルによる車輛・ライダー装備の安全上のチェックがなされた後、与えられた、時間を任意に走行できる。与えられた時間内であれば中断または再度スタートすることができる。
- ③ 計時予選において走行中のライダーは常にラップタイムを計測されており、最高ラップタイムが著しく劣るものは例え定員以内であっても出場資格を与えられない場合がある。
- ④ 各ライダーの計時予選義務周回数は定めない。
ただし、少なくとも 1 周はラップタイムが計測されなければならない。
- ⑤ 予選通過基準ラップタイムは設定しない。

(2) スタートライングリッド決定方法

- ① 参加クラス別に計時予選を行い、ライダーのベストラップタイムを計測したチームより、予選順位を決定しスタートライングリッドとする。同タイムの場合はセカンドラップタイムによる。
- ② ライダーの交代は計測用トランスポンダーの交換を行ない、おのおの計測される。
トランスポンダーの交換作業は、チームの責任で行なうこととする。

※ライダーは計時予選内に何度交代しても良いが、その際必ずトランスポンダーの交換を行なうこと。

注、トランスポンダーホルダーのレンタルは行っていない。

- ③ クラス混走レースのグリッドは、スタートライン順に FL125・FL100・SS・ST-2・ST-1 の予選通過順位とする。
- ④ 尚、予選に参加出来ないチームはレース当日受付にて「くじ引き」とし、各クラス最後尾より順のグリッドとする。

第7章 スタート

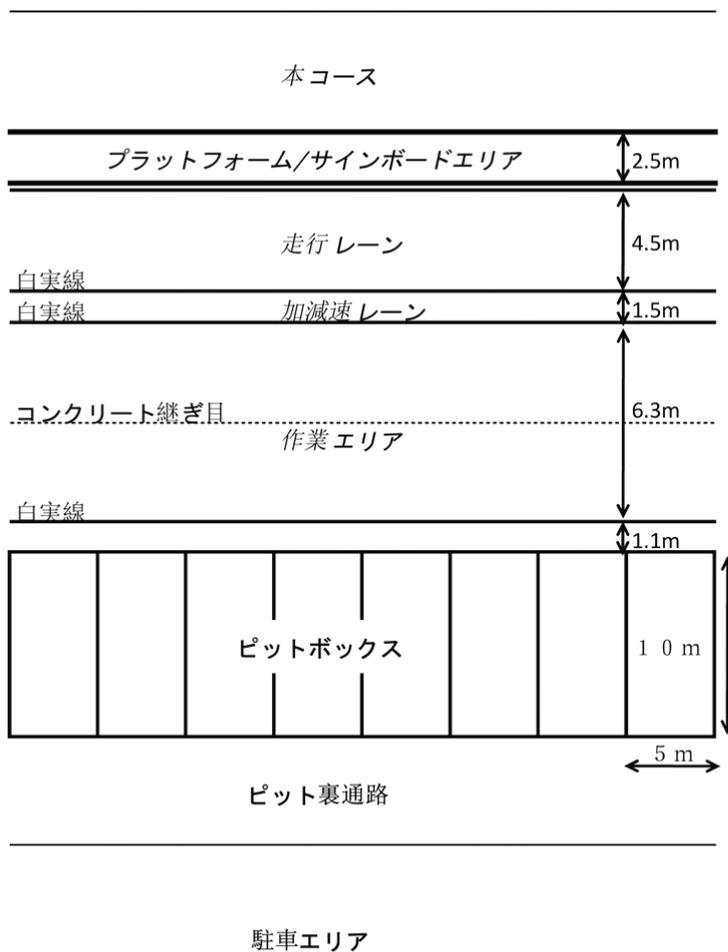
第26条 スタート方法

- (1) スタート方法はスタック方式のル・マン式スタートとする。天候、その他の状況によりスタート方法を変更する場合がある。スタート進行の詳細は、ライダーズ・ブリーフィングにて公示される。
 - (2) スタートはスタート時の混乱を防ぐため、140 台を 2 グループに分け、FL125・FL100 クラスを1グループ、SS・ST-1・ST-2 クラスを2グループとし 10 秒の差をつけたスタック方式のスタートとする。
 - (3) 指定された時間割により各チームは燃料補給、走行直前の車輛チェックを受けたのち指定されたポジションに整列する。
 - (4) 整列した車輛は、スタート前 10 分から 3 分間のウォーミングアップ以外のエンジンの始動を禁止する。
 - (5) ウォーミングアップ終了の時間とともに車輛はプラットホーム側のポジションに整列し、スタートライダーは車輛の反対側のホワイトライン上にてスタート合図があるまで自分の車輛の方に移動してはならない。少なくとも片足はホワイトライン上にあること。
 - (6) 控えのライダー 1 名(スタートライダーを除く正ライダーのうち 1 名)は、レーシングスーツ及びライディングブーツを着用し、車輛の後尾を支え待機する。また他のチーム員はピット内に退避すること。これに違反した場合は、競技結果より、1 周減算のペナルティーを科す。
 - (7) スタート合図はシグナル、ならびに補助信号として日章旗を使用する。
なお、シグナル及び日章旗はスタートタワーにて掲示する。
スタート合図があったときスタートライダーはコースを横断して自分の車輛に駆け寄りスタートする。
- | 表示 | スタートタワー | 助信号(日章旗) |
|------------|----------|-------------|
| 1 分前 | なし | なし |
| スタート 30 秒前 | レッドライト点灯 | 日章旗を頭上にて掲げる |
| スタート | レッドライト消灯 | 日章旗を振り下ろす |
- (8) シグナルと日章旗動作時間差が生じた場合は、シグナルを優先する。
 - (9) 1 分前にエンジンを始動し、スタートライダーはスタート位置(ホワイトライン上)に移動し、エンジンを始動したまま控えのライダーが車輛の後尾を支える。スタート時に押しがけ、あるいは他人の協力を得て始動させることは合図があるまで禁止する。これに違反した場合は競技結果より 1 周減算のペナルティ等を科す。
 - (10) 全車スタート後フラッグマーシャルがグリーンフラッグを振った後、アシスタントによる押しがけスタートが許される。フラッグ提示箇所は スタートタワー上とする。
 - (11) エンジンが始動しない場合はピットロードまでライダーが競技車輛を移動させ、ピット要員の作業を受けて再スタートすることができる。
 - (12) スタート進行の詳細な時間割については公式通知またはブリーフィングにて公示される。

第8章 走行中の遵守事項

第27条 ピットインおよびピットアウト

- (1) ピット前に区画されたプラットホームと白実線の間はピットインおよびピットアウト専用の通路(減速区域)、白実線と白実線の間は補助区域、白実線とピットの間はピット作業のための停車区域としてコース(走路)と区別される。



- (2) ピットアウトして、コースに復帰する車輛は、ピットロードを出て第1コーナー左側の縁石が切れるまでコースの左側(アウト側)を走行すること。その間、後方から近づく車輛の走行を妨げてはならない。
- (3) ピットインする車輛のライダーは車輛をコース左側に寄せ、手または足でピットインの合図を行ったのち、安全を確認してピットロードに進入すること。このピットイン及び走行レーンは徐行しなければならない、また決して作業エリアを走行してはならない。
- (4) ピットインする車輛は、自己のピットにできるだけ近い位置の走行レーンから作業エリアに入り、自己のピットに近づけて車輛を停車させる。
- (5) ピットインして作業エリアに入った車輛、および当該車輛のライダーやピット要員は、ピットインして来る他の車輛、あるいはピットアウトしていく他の車輛の通行を妨害してはならない。
- (6) いかなる場合であってもピットロードを逆走することは禁止する。自己のピット前を通り越した場合は、エンジンを停止させたのち、車検委員またはピット審判員の承認を得て当該車のライダーおよびピット要員によって後向きに押し戻し、自己のピットにつけることができる。
- (7) ピットアウトしようとする車輛は、走行レーンにおいてはピットインしてくる車輛に優先権があることを認識していなければならない。
- (8) ピットからの再スタートはキックスタート、セルスタート、プッシュスタートのいずれでも自由とするプッシュスタートの援助は2名までとする。外部のバッテリーを使用することは禁止する。
- (9) 大会期間中、いかなる時でもピットレーンのスピード制限は60km/hに制限される。制限を越えた場合は、ペナルティが科せられる場合がある。(決勝の場合は競技結果より1周減算とする。)

第28条 停止

- (1) コース内で停止する場合には、ライダーはただちに車輛をコースの脇によせ、他ライダーの走行の妨げにならないように十分注意すること。
- (2) コース内で、車輛をコースの進行方向と逆に押ししたり、引いたりして車を移動してはならない。
ただし大会役員の指示・監督のある場合はこの限りではない。
- (3) 事故または車輛故障などの理由によってリタイアする場合は、もっとも近いコース審判員に報告すること。
- (4) ライダーは、リタイア届けを提出したコース審判員に車輛を預けて退場すること。
- (5) ライダーはこの車輛をレース終了までコース審判員の管理下におかななければならない。ただし、そのレースに支障のない地点まで車輛を移動させることをコース審判員から指示された場合はこれに従うこと。

第29条 走行中の遵守事項

- (1) 走行中、ライダーは必ずライダー腕章を左腕上部に着用すること。
 - 第1ライダー…………… 赤色
 - 第2ライダー…………… 黄色
 - 第3ライダー…………… 緑色
 - 第4ライダー以上全て…………… 白色
- (2) 走行中、車輛はそれ自身が持つ動力、およびライダーの筋力、または重力などの自然現象以外の方法で走行したり、加速したりしてはならない。
- (3) 走行中、他の人の援助を一切受けてはならない。他の人による援助とは、決められた位置についている担当のピット要員および役務執行中の競技役員以外の者が車に触れることをいう。
- (4) 走行中、車輛にいかなる者も同乗させてはならない。

第30条 コース外走行

- (1) 事故または車輛故障等でコース途中よりランオフエリアをピットまで車輛を押して戻る場合、オフィシャルの指示に従わなければならない。
- (2) ピットインする場合は、最終コーナー手前(22ポスト先)から左側ラインを徐行しピットインすること。
- (3) サービスロードへの退出
 - ① 転倒等によりマシンが破損しオフィシャルによりコース周回が危険と判断された場合、オフィシャルの指示により、サービスロードへ誘導しオフィシャルの指示・管理下に入る。
 - ② 専用路以外からのピットインを希望するライダーは、必ずオフィシャルに確認を行ってからピットインすること。オフィシャルの指示を得ずに専用路以外の場所からピットインした場合は追加して罰則を科す場合がある。
 - ③ 規定のコースおよびピットイン専用路を走るライダーが優先される。規定外の場所からピットインを行う場合はコースおよびピットイン専用路合流の際、一旦停止し、安全確認を行うこと。
 - ④ ピットロード出口からピットロードおよびピットレーンを逆行してピットインする際、オフィシャルの指示に従い、マシンを押して戻ること。自走は一切禁止する。
 - ⑤ 転倒等によりマシンが破損しピットインした車輛は再コースイン前にオフィシャルがマシンチェックを行う場合がある。マシンチェックにより再コースインが不適当と判断された場合、再コースインは禁止する。
 - ⑥ サービスロードへ出た車輛については、定期的にサービスロードを周回するバイクトレーラーにて回収され車検場へ搬送される。なお、回収時間等の抗議は一切受け付けない。

第31条 妨害行為

- (1) 競技中ライダーは故意に他の車輛の走行を妨害してはならない。
また、明らかに重大な事故の発生が予測できる危険な行為を禁止する。
- (2) グランドスタンド前の直線部分、及び10%下り勾配の直線部分では、追い越す目的の針路変更を除いて

走行ラインを著しく変更してはならない。

- (3) 本規則第 46 条の違反判定に対する抗議は受け付けられず違反者に対しては大会審査委員会が決定する罰則が適用され、重大な違反行為を行ったライダーは失格とする。

第 32 条 ピットストップ

- (1) 決勝時のピットイン回数は4回以上とする。これに違反した場合は 5 周減算のペナルティを科す。
- (2) 燃料補給の回数は定めない。
- (3) 決勝時ピットインした車輛はピット作業エリアに停止しなければならない。

尚且、エンジンを停止した時点から 3 分間以上留まること。これに違反した場合は 2 周減算のペナルティを科す。

- (4) ピットストップを行った時は必ずエンジンを停止させなければならない。
- (5) タイヤ交換(ドライ⇄レイン)によるピットストップは、ピットイン回数には含まれ3分間停止しなければならない。

第 33 条 ライダー交替

- (1) ライダーの連続走行周回数については最大20周とし、ライダー交替後 30 分以上の休息時間を必ず取らなければならない。
- (2) ライダーの休息時間の不足が判明した場合は再度ピットインし、不足時間分の休息を命じるペナルティが科せられる。その場合には車輛のエンジンは停止させていなければならない。該当のライダーの休息不足時間終了をもって再度、始動、ピットアウトを許可する。該当のライダーがペナルティで休息中は他のライダーの乗車を禁じる。
- (3) レース終了直前でペナルティの休息をレース終了までに消化出来ない場合はさらに失格を含む何等かのペナルティが科せられる。
- (4) ライダー交替時には必ず発信器の付け替えを行わなければならない。
- (5) 発信器の付け替えを怠った事が判明した場合は再度ピットインし、エンジン停止の後、発信器の付け替えを行わなければならない。レース終了後に発信器の付け替えを怠った事が判明した場合にはペナルティとして 2 周減算とする。
- (6) 登録されたライダーは決勝レースに必ず 1 回以上出走しなければならない。
- (7) ライダー交替の際は必ずエンジンを停止させなければならない。
- (8) 4回以上のピットイン義務、並びに20周の連続走行周回数の制限の双方に違反した場合は勝敗に関わる重要な要因と選手の疲労を考慮し、ひいては競技の安全な進行を妨げる重大な要因の二つの違反となり、該当のチームは失格とする。

第 34 条 ウエット及びドライレース

- (1) 全てのレースは、ウエットかドライに分けられ、ウエットの場合、ボードが掲示される。
- (2) ボードが掲示されない場合には、レースは自動的にドライとされる。
- (3) ウエットレースと分類されたレースでは、タイヤ交換を望むライダーはレース中ピットに入りタイヤ交換をする事が出来る。

第9章 レース中の車輛修理とピット作業

第 35 条 レース中の車輛修理

- (1) 決勝レース中の車輛の修理、調整、部品交換などは、競技車輛に積込んである部品と工具、あるいはピットに準備してある部品と工具によって行うこと。
- (2) フレーム本体、クランクケース本体、ギヤボックスのキャスティング部分以外の故障部品は交換することができる。ただし、第 17 条に記載した条件に限り、スペアエンジン及びスペアカーの使用を認める。

- (3) 決勝レース中、転倒等により燃料タンクが破損した場合はスペアタンクへの交換が許可される。
- (4) ピットに準備してある部品、工具などによる修理、調整、部品交換は、ピットインしている車輛に対してのみ行うことができる。
- (5) ピット以外の地点で停車した車輛の修理は、他の車輛の走行支障にならない安全な場所で行うこと。
この際、当該競技車輛のライダー以外がそれらの作業を行うことは厳重に禁止する。
また、当該車輛に積み込んであるもの以外の部品、工具による修理、調整、部品交換を行うことは禁止する。
- (6) 競技中の車輛は、いかなる場合も他から援助を受けて押し出したり走行したりしてはならない。
ただし、保安の目的で、コース委員が車輛を移動させたり処置する場合、および自己のピットを通り越した停車区域内の車輛を当該車輛のライダー、ピット要員が押し戻す場合はこの限りではない。

第36条 レース中のピット作業

- (1) いかなる時でもピットボックス内での火気の使用は禁止する。火花を伴う作業も禁止する。
- (2) ピットイン時に車輛の冷却を目的とした全ての作業・行為は禁止する。
- (3) 適正なクレデンシャルを持つチームスタッフのみ、自らのピットボックス前の作業エリアにてピット作業を行うことができるが、ピット作業が終わり次第、速やかにピットレーンから離れなくてはならない。
作業を行っている間以外、チームスタッフはピットレーンにとどまることは禁止する。
- (4) ピットストップを行う場合は、エンジンを停止し、スタンドなどで車輛を保持すること。
ただし、テストと調整のために短時間のみエンジンを始動することは許可される。
- (5) 決勝レース中の修理および燃料補給の作業要員は、その車輛に登録されたライダーおよびピット要員に限定される。
- (6) ライダーはレース中にマシン調整や給油のためにピットに戻ることができる。マシンをピットボックス内に入れての作業は原則として禁止され、通常の作業はピットボックス前にある作業エリアで行わなければならない。大がかりな作業は、事前にオフィシャル許可を得た場合のみピットボックス内で行ってもよい。但し、レース中断時はピットボックス内で作業することはできない。
- (7) 競技中の車輛がピットインしたとき、当該車輛のピット要員は自己のピット前の停車区域に出て作業することができる。ピット作業の場合を除いて停車区域に出ること、部品や工具を停車区域に置くことは禁止する。
ピット作業中はオフィシャルが競技車輛周辺を監視できるだけのスペース確保すること。
- (8) 給油を含むピット作業は以下の手順で行うこと。
 - ①エンジン停止 ②ライダー降車 ③マシン修理・調整
 - ④給油作業 ⑤ライダー乗車 ⑥エンジン始動
 ただし、安全上やむを得ないとオフィシャルが認めた作業(例:ホイールナットの緩みが発見されたなど。)については給油後も行うことができる。
- (9) ピット作業を終えた後の給油作業に備え、ピット作業を行っている間に、補給作業要員が車に触れないことを条件に車輛に接近してスタンバイすることができる。このピット要員は、オフィシャルの指示する距離を車輛との間に確保すること。
- (10) 燃料補給時には、補給作業に携わる全員(補給用具を接続している要員と消火器待機要員の最低2名)が以下の眼の保護具ならびに適切な防火服を着用すること。
「眼の保護具」……一般にいわれるゴーグルタイプの物。バイザーをとじたフルフェイス型ヘルメット、モトクロス用ヘルメットや、スキー用のゴーグルの使用は可。眼鏡タイプ(サングラス等)の使用は禁止する。
「適切な防火服」…ノーメックス製あるいはそれと同等以上の防炎加工を施してある長袖・長ズボンの服装
(4輪用レーシングスーツや耐火型作業ツナギ等)を強く推奨。ノーメックス製の防火服が準備

出来ない場合は、長袖・長ズボンの作業服に防火スプレー類を噴き、使用すること。

- (11) 作業中、消火器を持って待機する要員を必ず 1 名必要とする。
- (12) レース中の車輛への燃料補給は一般市販の金属製携行缶か落差式タンクからの補給方法で行うこと。
やぐらを使用する固定式給油装置は禁止され、携帯式給油装置を使用すること。
- (13) 給油装置についてはオフィシャルの許可を受けた給油装置を使用すること。
- (14) 燃料補給中はエンジンを停止すること。また、漏れた燃料、オイル等はウエス等を使用して必ずふき取ること。
- (15) 燃料補給は、車輛が安全にスタンドで支持された状況の下で行うこと。(スタンドの構造・支持方法は問わない。)燃料補給中は、それ以外の作業は一切禁止する(スクリーン清掃・ホイールのマーク合わせ等も含む)。燃料補給中ライダーはマシンに乗車してはならない。
- (16) ピット内および停車区域は清潔を保ち、器材を整頓し火災防止につとめること。
- (17) 本事項の違反については競技結果より 1 周減算のペナルティ等とする。

第 37 条 消火器

- (1) 消火器は各チームの責任において 薬剤容量 1.5kg 以上を満たす物を必ず準備すること。
- (2) 上記の内容量を満たした消火器をエントリー 1 台につき、最低 1 本準備すること。
(複数台数エントリーする場合は、必ずエントリー台数分準備すること。)
- (3) 消火器は必ず正常に作動するものを準備すること。

第 38 条 ピットサイン

- (1) 走行中のライダーに対し、サインを送ることが許される。
- (2) 無線機の使用は禁止する。
- (3) ピットサインを送るピット要員は 1 チーム 2 名までに限定し、プラットホームまで出てサインを送ることができる。
- (4) 使用するサインボードの大きさは 100cm×60cm の長方形を越えるものであってはならない。

第10章 競技の中断

第 39 条 競技の中断

- (1) やむを得ない事情により、レースの続行が危険と判断された場合、競技監督は走行中の全競技車輛をただちに停止させることができる。
- (2) 全車停止の命令は、フラッグマーシャル台および全オブザーベーションポストで赤旗が振動表示され、競技の中断が合図される。
- (3) 競技が中断された場合、ライダーは最大限の慎重さと注意をもって進み、オフィシャルの指示に従い停止位置まで移動。ピットイン中の車輛への作業はただちに停止すること。また、中断の合図が出された時点でピットロードを走行中のライダーは、ピットインしていたものとする。
- (4) レースが停止された時点で、全レース時間の少なくとも 2/3 以上を走行していた場合、全レース走行されたものとみなされ、順位はレースが停止される前の周回の終わりでの順位とする。
- (5) 赤旗時の車輛保管場所は各自使用ピット前のピットロード補助区域(イエロー実線とホワイトの破線の間)とする。ピット作業中のマシンおよびピットイン中の車輛についてもピットロード補助区域に移動して車輛保管される。なお、大がかりな作業を行なっているものは除かれる。また、車輛に対する一切の作業は禁止される。赤旗時の注意事項を以下の通りとする。
 - ・ピットロード補助区域に停止した車輛のもとへ、1 台につき 1 名のピット要員が外向き、スタンドなどで保持する事が許されるが、オフィシャルの指示があるまで行ってはならない。また、その他の一切の作業もオフィシャル

の指示があるまで行うことはできない。

- ・ピットロード補助区域で停止したライダーは各自のピットへ戻ることが許されるが、レース再開時には同一ライダーが運転すること。
- ・ピットロード補助区域で停止した車両は、再スタート前にピット前へ進み、シグナルタワーのグリーンフラッグ合図により一斉に作業ができる。同時に、サイティングラップからスタート手順が開始される。(5分後にピット出口は閉鎖される。)

第40条 レース再開

- (1) 危険な状態が解消した場合、競技監督はレースを再開することができる。
- (2) スタート後トップが3周を完走する前の赤旗に対する再スタートは当該レースは無効とされ、再レースとして行われる。
- (3) スタート後トップのライダーが3周以上(3周を含む)、トップのライダーと同じ周回数を走っていた残りのライダー全員が3周以上、しかし本来のレース距離2/3未満(小数点以下切捨て)の場合の再スタートには、SC(セーフティーカー)先導によるローリングスタート方式が用いられる。
- (4) SC先導のローリングスタートにおける各競技車両のスターティングポジションは、赤旗が提示される前の順に配列されるものとし、各車両の位置が特定できる最終のコントロールライン通過順とし、SCを先頭に1列に並べられる。なお、どの車両もレースを再開することを許可される。

第11章 レース終了と順位の決定

第41条 レース終了

- (1) ゴールは、各決勝レース時間を経過した時点、または、当初予定されていた時刻を経過した時点で、先頭車両に対してチェッカーフラッグが振られる。
- (2) 正式レース終了はチェッカーフラッグが振られてから、5分後である。

第42条 順位決定

- (1) チェッカーフラッグを受けた完走者の中から、周回数の多い者に決定される。同周回数の場合は、コントロールライン通過順によるものとする。
- (2) レース結果にて順位を得るためには、下記の項目をそれぞれ満たさなければならない。
 - ① 自分の参加するクラスの優勝チームが走行した距離の75%以上を走行しなければならない。
 - ② チェッカーフラッグを受けられなかったものの、自分の参加するクラスの優勝チームの走行した距離の75%以上を走行したチームは、完走として認定される

第43条 レース終了後のパドックインと暫定表彰

- (1) チェッカーを受けたライダーに黄旗(黄点滅灯)を掲示する。
- (2) チェッカーを受けたライダーは徐行し、マーシャルカー先導でコースを回り、全車、車検場前車両保管所に停止する。
- (3) 上位1位～3位の選手は、車検場前、表彰式会場にて暫定表彰を行う。
- (4) チェッカーフラッグが掲示された時点で、ピットインしていた車両の出走は禁止する。
- (5) チェッカーフラッグの掲示を受けた車両でフルコースを1周徐行するに耐えられないものは、第1コーナー手前左側のガードレールの切れ目からサービスロードを通してパドックインすることが許されるが、この場合は、後方に十分注意し、安全を確認した上でサービスロードに入らなければならない。尚、車両はホームストレート上の車両保管場所に必ず向かうこと。

第44条 決勝後の再車両検査

- (1) レース終了後、各クラス1位から3位の車両は、暫定結果発表後30分間保管され、保管車両はクランクケース部分分解を要請する場合がある。この検査と分解を拒否する事は出来ない。
- (2) この分解作業はその入賞チームの登録されたメカニックが担当競技役員の眼前で作業を行い、担当競技役員が分解された部品の確認を行う。この再車検で車両への違法な改造が施されていることが判明した場合は、該当のチームは失格となり、着順は以下が順次繰り上げとなる。
- (3) 再車検はレース正式結果を迅速に掲示するため、レース終了後60分以内に終了しなければならず迅速な分解作業を行わなければならない。

第45条 レース結果および記録の公表

- (1) レース終了後、暫定結果の公表を行う。
- (2) 参加者、ライダーは公表されたレース正式結果に対して抗議することはできない。

第46条 抗議

- (1) 正式に登録された参加者、ライダーおよびピット要員のみが抗議申し立てができる。
- (2) 抗議しようとするときは、抗議対象事実発生後速やかに定められた手続きによって大会事務局に申し入れをすること。抗議手続は、大会事務局に備えつけの抗議申立書に記入し、1項目につき、抗議保障金 10,000 円を添えて大会事務局に提出すること。スタートに対する抗議は受付けない。
- (3) 暫定結果に対する抗議は暫定結果発表後 30 分以内に限り受けられる。
- (4) 正式な手続きにより提出された抗議申立書だけが受けられ、大会審査委員会において審議される。
- (5) 大会審査委員会は、必要と認めた場合、証人をたて、その証言を求め、十分実情を調査したうえで裁定を下す。
- (6) 審査委員会が下した裁定に対しては一切抗議することはできない。
- (7) 抗議が成立した場合のみ抗議保障金が返還される。

第47条 競技規則の違反行為に対する罰則(ペナルティ)

大会中(競技会)における違反行為に対しては、大会審査委員会ならびに競技監督の権限で、下記の罰則(ペナルティ)を科すことができる。

- (1) 注意処分(口頭による注意または注意処分通告書)
- (2) 厳重戒告(戒告通知を受けたものは始末書提出)
- (3) 罰金(現金 20 万円以下)
- (4) 競技結果に対する 1 分加算
- (5) 競技結果に対する 3 分加算または 1 周～10 周減算および「STOP&GO」ペナルティ
- (6) 失格

第12章 レースの延期、中止ならびに成立

第48条 レースの延期、中止ならびに成立

- (1) レースは特別な理由のない限り中止されない。
- (2) 大会審査委員会は、特別な事情が生じた場合、レースを延期または中止することができる。
- (3) 大会審査委員会の決定に対して、すべての関係者は従わなければならない。
- (4) 特にやむを得ぬ理由によって、トップ走者がそのレースにきめられた周回数、または時間の 1/3 を完走しないうちにレースを中止した場合は、そのレースは無効となる。

- (5) 天候により、決勝レース時間短縮にてレース成立とする場合がある。トップ走者が定められた周回数または時間の1/3以上を完走した場合でレースを中止した時は、大会審査委員会はそのレースの判定結果に条件を付して発表する。
- (6) レース当日、悪天候によりレースまたは大会が中止された場合、参加者が支払った出場料は事務手数料10,000円を差し引いて返却するものとする。

第13章 賞典

第49条 賞典

- (1) 賞典はクラス表彰とする。
- ① APE/XR クラス 1～3位 ST-1 クラス出場の APE100/XR100 モトードを対象
 - ② NSR クラス 1～3位 ST-1 クラス出場の NSR50/NSR-mini を対象
 - ③ KSR クラス 1～3位 ST-1 クラス出場の KSR110 を対象
 - ④ D-TRK クラス 1～3位 ST-1 クラス出場の D-TRACKER125/KLX125 を対象
 - ⑤ ST-2 1～3位 ST-2 クラス出場の全チーム対象
 - ⑥ SS クラス 1～3位 SS クラス出場の全チームを対象
 - ⑦ FL100 クラス 1～3位 FL100 クラス出場の全チームを対象
 - ⑧ FL125 クラス 1～3位 FL125 クラス出場の全チームを対象
- (2) 表彰式に登壇しなかった場合は賞典の権利を放棄したもとして賞典を授与することはできない。
また、今後の mini-MAX 耐久レースへの参加を拒否する。(ただし、参加賞はこの限りではない)
- (3) 賞典該当の選手は必ず、ライダーの正装であるレーシングスーツ、ブーツを着用し表彰台に登壇しなければならない。これを怠った場合には賞典の授与を拒否する。

第14章 主催者の権限

第50条 主催者の権限

- (1) 参加申込の受け付けに際して、その理由を示すことなく、参加者、ライダー、ピット要員を選択あるいは参加を拒否することができる。参加を拒否された者に対して参加費が返還される。
- (2) チーム名が公序良俗に反するなど、チーム名としてふさわしくない場合、公式プログラム・結果表への記載拒否または変更を命じることができる。(チーム名の総字数は20字以内とする)
- (3) 競技監督が必要と認めた場合、ライダーに対し指定医師による健康診断書の提出を要求し、競技出場の健康上の理由による可否を最終的に決定することができる。
- (4) 競技番号の指定あるいはピットの割当等にあたり各参加者の優先順位を決定することができる。
- (5) 大会スポンサーの広告を参加車輛等に貼付させることができる。
- (6) 止むを得ない理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったライダーの指名登録または変更について許可することができる。
- (7) すべての参加者(ライダー、ピット要員、キャンペーンギャル等含む)の肖像権およびその参加車輛の音声、写真、映像など報道、放送、放映、通信、出版(ビデオ/CD-ROM/DVD 等)に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可できる。
- (8) 公序良俗に反する言動がある参加者に対しては、選手受付後であっても参加を拒否することができる。なお参加費は返還されない。

(9) 興行上必要と主催者が認定したチーム(規定外のライダーおよび車輛での参加の場合を含む)の特別参加を認める場合がある。また、これらのチームを規定の決勝出場台数にプラスして決勝への特別参加を認める場合がある。但し、これにより出走を許可されたチームは一切の賞典から除外され、順位認定も行なわれない。この件に関する抗議は一切認めない。

第15章 損害の補償・大会役員の実任

第51条 損害の補償

(1) 車輛の破損

参加者は、車輛が競技役員によって保管されている期間を除き、車輛およびその付属品が破損した場合、その責任を各自が負わなければならない。

(2) 損傷の責任

競技会開催期間中、またはその前後に起きたライダーおよびピット要員の損傷は自らが責任を負うものとする。

第52条 大会役員の実任

参加者、ライダーおよびピット要員は大会役員が一切の損害補償の責任を免ぜられていることを知っていなければならない。すなわち大会役員はその職務に最善を尽くすことは勿論であるが、もしその行為によって起きた参加者、ライダー、ピット要員および車輛等の損害に対して、大会役員は一切の補償責任のないことをいう。

第16章 本特別規則の適用と補足

第53条 本特別規則の解釈

本特別規則および本競技会に関する公式通知や諸規則の解釈についての疑義がある場合、参加者は文書によって質疑申立てができる。質疑に対する解答は、大会審査委員会の解釈または決定を最終的なものとして関係当事者に口頭で通告される。

第54条 公式通知の発行

本特別規則に記載されていない競技運営上の細則や、参加者に対する指示、本特別規則発表後に生じた必要指示事項は公式通知によって以下の方法で示される。

- ① 大会ホームページに掲載される。
- ② 大会事務局に掲載される。
- ③ コントロールタワー 1 階の公式掲示板に掲載される。
- ④ 決勝レース出走前のブリーフィング、また必要に応じて召集されるブリーフィングで指示される。
- ⑤ 緊急の場合は場内放送で伝達される。

第55条 大会事務局の連絡先

オートポリス レース事務局 〒877-0312 大分県日田市上津江町上野田 1112-8

TEL 0973-55-1111 / FAX 0973-55-1113

第56条 本特別規則の施行

本特別規則は、第1章第1条に示される競技会に適用されるもので、各競技会の参加申込受付開始と同時に有効となる。

大会事務局長・発行責任者

(有)アールエーサーティース

長谷川 健